平成２２年（フ）第２０７号
鹿児島県伊佐市大口山野5100番地３エムプレースＡ202号
債務者　園田祐一郎
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高妻　価織
4　破産債権の届出期間　平成23年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第４６１号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名1970番地５
債務者　三角　龍二
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島里都子
4　破産債権の届出期間　平成23年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７１号
広島県三原市青葉台14番１号
債務者　谷口　清登
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　幸雄
4　破産債権の届出期間　平成23年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５８９号
熊本県上益城郡益城町大字赤井210番地
債務者　三浦ひとみ
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５４号
静岡県菊川市赤土1148番地の１
債務者　藤本　哲也
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
岡山県倉敷市連島町連島37番地13　瀬戸内荘１号
債務者　内山　　創
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４６６号
岡山県倉敷市連島町連島37番地13　瀬戸内荘１号
債務者　内山　　章
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４６７号
岡山県倉敷市亀島１丁目32番18号　ベルフォーレ水島903号
債務者　田邉　香織
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
北海道苫小牧市柳町４丁目６番４号　ポテンシャルＩ203
債務者　小山志津香
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１１２号
山形県酒田市亀ケ崎５丁目13番33号
債務者　須藤ゆきみ
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第３８５号
群馬県藤岡市藤岡1329番地５
債務者　中村　東秀
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３８６号
群馬県藤岡市藤岡1329番地５
債務者　中村　光子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６９８号
埼玉県春日部市大沼６丁目127番地６　レオパレス大沼104号、前住所埼玉県春日部市備後西４丁目９番２号　ハッピーハイム202
債務者　岸　　好江（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７２３号
埼玉県三郷市早稲田７丁目１番地２号棟405号
債務者　中野　省一
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７３８号
埼玉県春日部市緑町１丁目15番25号　レオパレス春日部第５―103号
債務者　榊原　知人
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係